

## 【代替進入口の設置基準】

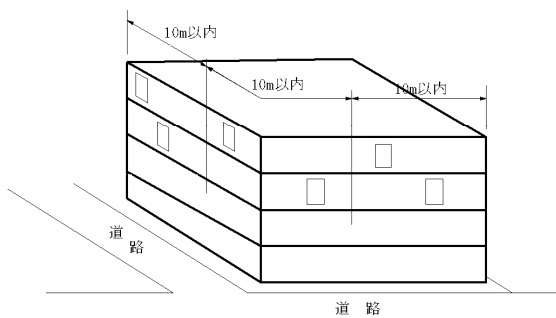
### 【質問】

非常用進入口が免除される開口部（＝代替進入口）の具体的な設置基準は何か。

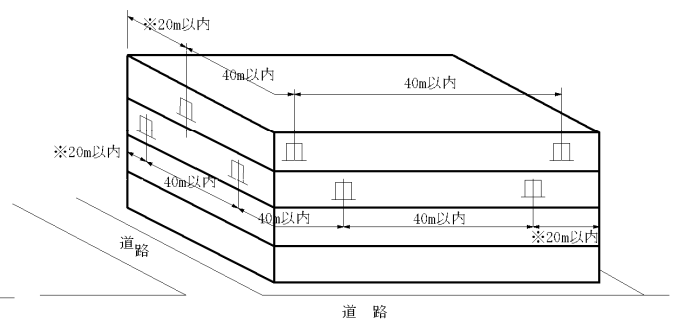
### 【回答】

- ① 非常用進入口と同様に、31m以下の3階以上の階に設置しなければならない。  
ただし、特別の理由に該当する場合(例：冷蔵倉庫、留置所、金庫室他)などは設置が免除される。
- ② 設置すべき場所は、非常用進入口と同様に、道(都市計画区域内の場合は、法第42条に規定する道路のことです。)又は道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地に面する外壁面となる。
- ③ その間隔は、必要とされる外壁面の長さ10m以内毎に設置することとなる。(代替進入口相互間が10m以内ということではない。)
- ④ 窓その他の開口部は、直径1m以上の円が内接する事が出来る開口部、又は、その幅が75cm以上及び高さが1.2m以上の開口部で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものとされている。(これらの開口部は、有効内法寸法。)
- ⑤ 開口部の形状や用いるガラスの種類や厚みなどについての建築基準法上の規定はないが、消防活動の観点から一定の制限があり、そこにバルコニーなどの有無などによっても取扱いが異なるので、所管する消防本部に照会する必要がある。

代替進入口



非常用進入口  
(※端部は20m以内が妥当)



### 【参考】

- ① 令第126条の6
- ② 平成12年5月31日告示第1438号